

該当する条文

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗

(Ⅰ) 権利擁護の推進、虐待の防止

すべての人の権利が守られ、障害者虐待のない社会を目指します

<現状と課題>

県では「障害者虐待防止法(平成24年施行)」を踏まえて、重大な人権侵害である障害者への虐待が起きた際、その改善に向けた調査等の権限を有する市町村や神奈川県労働局などの関係機関と連携し、障害者虐待の未然防止や早期発見、虐待が発生した際の迅速かつ適切な対応を図るとともに、市町村職員や障害福祉サービス等の従事者への研修を実施して、障害者の権利擁護の取組み、通報義務や通報者の保護に関する法の趣旨についての周知徹底など、障害者虐待防止法の適切な運用を図っています。

こうした一方で、虐待に関する通報は年々増加の傾向にあります。この虐待通報件数は、地域で障害者虐待や権利擁護に関する理解が進むことにより増加する側面もありますが、障害者へのいかなる権利侵害や虐待をも無くすことが重要であり、社会全体で取り組む必要があります。

また、施設や病院等における障害者虐待の例では、「利用者のために」という、支援者の目線で利用者の安全が優先されることで、長時間の居室施設等の身体拘束が行われ、利用者に対する身体的虐待や心理的虐待等に至ってしまう危険性があります。身体拘束ゼロの実現に向けては、職員一人ひとりが身体拘束に関する理解を深めることが必要不可欠であるとともに、当事者の目線を大切にす支援の徹底が大変重要です。

県立施設では、よりよい支援を進めるため、専門家や障害当事者、市町村等の様々な視点を入れながら支援内容の検証を行っており、このような権利擁護の取組みに障害当事者が参画し、ともに考える体制を整えることが重要です。

このほか、県では、障害等により財産管理や福祉サービス等の契約を行う際に、自分ひとりで判断することが難しい方を支援する成年後見制度の利用促進に取り組んでおり、当事者の目線に立った支援が行われるよう、どの地域においても成年後見制度を必要とする人が適切に制度を利用し、地域で尊厳のある自分らしい生活を継続することができる体制づくりを進める必要があります。

【大柱】 I.すべての人のいのちを大切にす取組み

▶ 【中柱】 I.すべての人の権利を守るしくみづくり

▶ 【小柱】 (1)権利擁護の推進、虐待の防止

通報・届出・相談件数の推移

区 分	2018(H30) 年度	2019(R元) 年度	2020(R2) 年度	2021(R3) 年度	2022(R4) 年度
養護者による虐待	175件	221件	197件	420件	751件
障害者福祉施設従事者等による虐待	121件	133件	171件	160件	352件
使用者による虐待	73件	72件	72件	39件	53件

注1 県福祉子どもみらい局調べ。

2 使用者による障がい者虐待については、市町村及び県で通報等を受け付けた件数と労働局において虐待等の疑いを発見し県に連絡があった件数を集計

障害者虐待件数、人数の推移

区 分	2018(H30) 年度	2019(R元) 年度	2020(R2) 年度	2021(R3) 年度	2022(R4) 年度
養護者による虐待	100件 101人	97件 98人	80件 80人	124件 124人	136件 136人
障害者福祉施設従事者等による虐待	25件 25人	32件 42人	44件 55人	40件 53人	77件 127人
使用者による虐待	21件 21人	16件 16人	20件 20人	3件 3人	5件 6人

注1 県福祉子どもみらい局調べ。

2 市町村や県への通報等のうち虐待の事実が認められた件数を計上

障害者虐待の内容(2022(R4)年度:重複計上)

区 分	養護者による虐待		障害者福祉施設従事者等による虐待		使用者による虐待	
	件数	割合 ^(注)	件数	割合 ^(注)	件数	割合 ^(注)
身体的虐待	88件	46.3%	42件	38.5%	1件	12.5%
性的虐待	5件	2.6%	11件	10.1%	0件	0.0%
心理的虐待	57件	30.0%	40件	36.7%	1件	12.5%
放棄・放置(ネグレクト)	18件	9.5%	11件	10.1%	1件	12.5%
経済的虐待	22件	11.6%	5件	4.6%	5件	62.5%

注 県福祉子どもみらい局調べ。(割合:件数/虐待件数)

- 【大柱】 Ⅰ.すべての人のいのちを大切に取る取り組み
 - ▶ 【中柱】 Ⅰ.すべての人の権利を守るしくみづくり
 - ▶ 【小柱】 (1)権利擁護の推進、虐待の防止

計画策定にあたって寄せられた意見の一部



当事者

障害があっても人から大切にされたい。
暴言や暴力でいうことを聞かせないでほしい。

施設の障害者虐待を防止するためには、職員だけでなく、
その管理者にも、しっかりと虐待の理解を深める取り組みを進めてほしい。



家族



支援者

障害者権利擁護の研究や、それを具体化していくような部門を、
当事者に参画してもらいながら出来ないか。

<取り組みの方向性>

1101 障害者虐待防止への取り組み

(障害福祉課)

障害者虐待防止法について、積極的な広報・啓発活動を行うとともに、障害者虐待の一義的な通報先である市町村や、障害者の雇用主となる使用者による虐待に対しての指導権限を持つ神奈川労働局等の関係機関と連携した、障害者虐待の未然防止や早期発見、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応を図ります。

あわせて、障害福祉サービス等の従事者への研修を実施し、障害者の権利擁護の取り組み、通報義務や通報者の保護に関する法律の趣旨について、周知徹底を図ることで、障害者虐待防止法の適切な運用を図ります。

1102 精神科病院における障害者虐待防止への取り組み

(障害福祉課)

精神保健福祉法の改正に伴い、精神科病院内における精神障害者への虐待が発生した際の通報窓口を県に設置します。

また、必要に応じ精神科病院への立入等の適切な対応を行い、精神障害者の権利擁護を図ります。

1103 成年後見制度の利用促進 【再掲：1303】

(地域福祉課)

成年後見制度の適切な利用を促進するため、必要経費の助成とともに、かながわ成年後見推進センターを設置し、市町村社会福祉協議会の法人後見受任の促進や市町村

【大柱】 Ⅰ.すべての人のいのちを大切に取る取り組み

▶ 【中柱】 Ⅰ.すべての人の権利を守るしくみづくり

▶ 【小柱】 (Ⅰ)権利擁護の推進、虐待の防止

職員及び法人後見担当者研修の実施等、利用しやすい制度づくりに取り組みます。

また、どの地域においても必要な人が成年後見制度を適切に利用できるよう、市町村における権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりや中核機関の整備等に対して、家庭裁判所、専門職団体等の関係機関と連携して支援します。

さらに、尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、本人の自己決定権を尊重するとともに、本人の特性に応じた意思決定支援の浸透を進めるため、成年後見人等を対象に意思決定支援研修を実施し、条例の理念及び意思決定支援を踏まえた後見事務の理解促進を図ります。

1104 障害当事者の参画による権利擁護の取り組み (障害福祉課)

障害福祉に係る地域ごとの課題を共有し、当事者の目線で地域のサービス基盤の整備を推進するため、県内の障害者が地域において自立した日常生活や社会生活を営み、安心して豊かに過ごすことができるよう、「障害者自立支援協議会」を設置し、質の高い相談支援体制の整備等を促進します。

また、地域において障害者差別に関する相談事例の共有や情報交換を行うとともに、障害者差別解消に関する様々な課題について協議することを役割として設置している「障害者差別解消支援地域協議会」等について、障害当事者の参画を支援する等、障害者の権利擁護のための取り組みを推進します。

1105 身体拘束ゼロの実現に向けた取り組み (障害サービス課)

県立障害者支援施設における利用者支援の「見える化」を図るため、身体拘束の実施状況を県のホームページに公表しています。

また、県のホームページに県立施設における身体拘束廃止に向けた取り組みを掲載することにより、民間施設を含めた県全体の身体拘束ゼロを目指します。

- 【大柱】 I.すべての人のいのちを大切にす取組み
 - ▶ 【中柱】 1.すべての人の権利を守るしくみづくり
 - ▶ 【小柱】 (1)権利擁護の推進、虐待の防止

<数値目標>

【県独自の目標】

把握する状況	現状値	目標値
虐待に関する弁護士による法的な助言回数	3回 (2022年度)	8回 (2029年度)

【県の地域生活支援事業の見込量】

把握する状況	現状値	見込量
【障害者虐待防止対策事業:1101】 権利擁護センター実施の障害者虐待防止・権利 擁護研修の累計修了者数 ※毎年度120人を見込む	1,130人 (2013~2022 年度)	1,610人 (2013~2026 年度)
【入院者訪問支援事業:1102】 入院者訪問支援員の訪問回数	—	95回 (2026年度)

- 【大柱】 Ⅰ.すべての人のいのちを大切にす取組み
- ▶ 【中柱】 Ⅰ.すべての人の権利を守るしくみづくり
- ▶ 【小柱】 (Ⅰ)権利擁護の推進、虐待の防止

コラム

障害者の権利擁護と虐待防止

神奈川県では、令和5年4月1日に神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～を施行しました。

この条例の第11条では、障害のある人の権利を守ること、第12条では、障害を理由とする差別や虐待などの禁止を定めています。

しかし、障害者が自身に必要な障害福祉サービスを利用する中で障害者福祉施設従事者による虐待を受ける事例は残念ながら、なくなっはははははは。「虐待」は絶対に許されることではははははは。障害の有無に関わらず、一人の人間として尊重されるのは当然の権利です。

そうした権利を守るため、知的障害のある施設利用者が思いを込めて、一人の人間として力強く生きていくことを宣言した『あおぞら宣言』があります。この中で、障害者としてではなく、一人の人間としてみてほしいと宣言するとともに、自らの権利や神奈川県民としてともに生きる社会を作ることを宣言しています。

神奈川県は、障害者が差別や虐待を受けることなく、自らの望む暮らしを実現することができ、誰もが喜びを実現することができる地域共生社会を実現するため、県民、市町村、関係団体などが一体となって取り組んでいきます。



「あおぞら宣言」は一般社団法人神奈川県知的障害施設団体連合会が作成した「あおぞらプランⅢ」に記載されています。



(一社)神奈川県知的障害施設団体連合会のウェブサイト